

令和元年 第8回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年8月28日午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第8回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第 6号 空き家に付随する農地指定申請について

1 出席委員 (21名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| | 8番 大場 裕之 委員、 |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | 10番 千葉 優子 委員、 |
| 11番 鈴木 春江 委員、 | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 13番 及川 正一 委員、 | 14番 多田 仁一 委員、 |
| | |
| 17番 岩 渕 弘 委員、 | 18番 佐々木 弘 委員 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | 20番 狩野 和義 委員、 |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木 康則 会長 |

2 欠席委員 (3名)

- | | |
|----------------|--------------|
| 7番 狩野 善典 委員、 | |
| 15番 佐々木 吉司 委員、 | 16番 菅原 英俊 委員 |

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	昭 仁
事務局長補佐	阿 部	泰 憲
農地農政係 係 長	藤	広 実
農地農政係 主 査	千 葉	美 香
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。
ただいまから、令和元年 第8回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、21名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号 7番 狩野 善典 委員、
議席番号15番 佐々木 吉司 委員、
議席番号16番 菅原 英俊 委員から、所要のため欠席の通告があります。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号8番 大場 裕之 委員、
議席番号11番 鈴木 春江 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、7月30日から8月28日までの事務・事業実施結果並びに8月30日から10月10日までの事務・事業予定について、説明報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から8番までの8案件、第2区の番号9番の1案件、第3区の番号10番の1案件、併せて10案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 6, 429㎡、子に贈与するためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田3筆 4, 035㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号3番及び4番は関連で、一迫地区の田5筆 7, 417㎡、賃貸借権再設定のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号5番及び6番は関連で、一迫地区の田7筆 5, 352㎡、賃貸借権再設定のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号7番及び8番は関連で、一迫地区の田3筆 4, 034㎡、賃貸借権再設定のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

第2区の番号9番は、金成地区の田1筆 606㎡、一時転用を行うためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号10番は、栗駒地区の田1筆 2, 989㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、10案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第1区の番号1番から3番までの3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番及び2番は関連で、一迫地区の田5筆 12, 131㎡、双方合意による農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の2案件、

番号3番は、瀬峰地区の田12筆 33, 586㎡、畑7筆 1, 288㎡、合計 34, 874㎡、農業後継者へ贈与するためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

以上、3案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 271㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、高清水地区の田9筆 11,322㎡、畑1筆 616㎡、合計11,938㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号3番は、一迫地区の田1筆 80㎡、耕作利便を図るためによる所有権移転贈与の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の田12筆 33,586㎡、畑7筆 1,288㎡、合計 34,874㎡、農業後継者へ経営継承するためによる親子間の所有権移転贈与の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る8月22日、議席番号22番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 耕太郎 委員及び 大澤 洋介 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可申請 番号1番から4番までについては、去る8月22日に書類審査のみで行いました。

番号1番は、労力不足のため、相手方の要望による所有権移転売買で特に問題はないものと、

番号2番も、労力不足ため、相手方の要望による所有権移転売買で特に問題はないものと、

番号3番は、耕作利便のため、相手方の要望による所有権移転贈与で特に問題はないものと、

番号4番は、農業後継者への経営継承による所有権移転贈与で特に問題ないものと、

以上4件、審議の程よろしく願います。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦 委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号3番の案件について、今回の申請は、田80㎡の所有権移転贈与の案件であるが、別の土地と交換して道路として利用すると聞いている。道路として利用するのであれば、今後の手続として、4条許可の転用申請も必要になってくると思われるので、その辺の指導も行いながら許可書の交付をお願いします。なお、私自身も、譲り受け人の方にお話しておきたいと思います。

議長

はい、事務局説明。

事務局

農道として利用することになるのであれば、農地の現状変更届の提出が必要となってきますので、指導しながら対応してまいります。

議長

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から10番までの6案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の畑2筆 220㎡、

番号6番は、若柳地区の田2筆 1, 530㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号7番は、若柳地区の畑1筆 16, 934㎡、耕作利便を図るためによる所有権移転売買の1案件、

番号8番は、若柳地区の田5筆 11, 708㎡、畑2筆 3, 449㎡、合計 15, 157㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件

番号9番は、志波姫地区の田3筆 3, 952㎡、畑3筆 1, 895㎡、合計 5, 847㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件

番号10番は、志波姫地区の田13筆 18, 458㎡、農業後継者へ贈与するため、親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る8月23日、議席番号18番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の熊谷 ゆり 委員及び千葉 和恵 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

18番 佐々木 弘 委員

議案第1号 農地法第3条許可申請についての番号5番から10番まで、去る8月24日に書類審査だけを行いました。

詳細については、事務局から説明があったとおり、所有権移転売買が4件、賃貸借権設定が1件、所有権移転贈与が1件で、内容的にも特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番から14番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号11番は、栗駒地区の畑1筆 349㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号12番は、栗駒地区の田1筆 406㎡、畑2筆 994㎡、合計 1,400㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号13番は、栗駒地区の畑3筆 1,805㎡、経営規模拡大による所有権移転贈与の1案件、

番号14番は、栗駒地区の田17筆 20,737㎡、畑9筆 5,599㎡、合計 26,336㎡、農業後継者へ贈与するため、親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る8月22日、議席番号21番 秋山 憲義 委員、農地利用最適化推進委員の 狩野 正行 委員 及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号21番 秋山 憲義 委員から報告願います。

21番 秋山 憲義 委員

議案第1号については、去る8月22日に書類審査を行いました。

番号11番から14番までの詳細については、事務局から説明があったとおり、

番号11番は、労力不足による売買、

番号12番は、遠隔地で耕作管理困難による売買、

番号13番は、遠隔地で耕作管理困難による贈与、

番号14番は、親子間の経営継承による贈与であり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から14番までの14案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から14番までの14案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田1筆 990㎡、その他業務用地として転用し、地域住民が利用する公園として整備するものであり、農地区分は、宅地等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号2番は、瀬峰地区の田1筆 4, 297㎡の内860. 92㎡、畑1筆2, 897㎡の内2, 081. 21㎡、合計 2, 942. 13㎡、農業施設用地として転用し、畜舎及び資料置場として建築造成するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、農業用施設で農業の振興に資する施設であることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第2号 農地法第4条許可申請について、現地確認を行ってまいりました。

番号1番は、周りが民家に囲まれた田となっており、周囲の農地も転作田として畑になっておりました。今回の申請地は、一段低い畑となっておりますが、盛土を行いながら公園を整備するということでもありますので、周りに与える影響も無いものと判断してきました。

番号2番は、田については採草地として、畑については一部パイプハウスとして利用されておりましたが、今回の申請に当たり、周辺地権者からも同意を得ているということでもありますので、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、志波姫地区の田1筆 410㎡、業務用地として転用し、自ら営んでいる左官業の資材置場及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えない不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 委員

第2区分の農地法第4条許可申請について、現地確認を行ってまいりました。

申請地は、自宅前の道路を挟んだ向かい側の転作田となっており、現在は、畑として利用し、ビニールハウスが建てられ、野菜が作付けされておりました。ビニールハウスは、既存のまま、今後倉庫として利用し、周りに駐車場及び資材置場を造成するということですので、許可にあたっては、特に問題はないと判断してきました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、栗駒地区の畑1筆 3, 925㎡、林地として転用し、周囲の山林と一体的に管理を行うため植林を行うものであり、農地区分は、宅地及び山林に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野 正行 推進委員

議案第2号 農地法第4条許可申請について、去る8月22日に書類審査および現地確認を行ってまいりました。

番号4番の現地を確認しますと、ただいま、事務局から説明があったとおり、山林に囲まれた畑となっており、牧草が作付けされていた経緯が見受けられます。しかしながら、10年前に畜産をやめ現在に至っているということで、今回は植林を行うという計画でありますので、特に問題はないと判断してきました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から4番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 6, 533㎡、地上権設定の賃貸借により借り受け、業務用地（太陽光発電設備の調整池）として転用し、隣接する山林23, 604㎡と一体的に太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、山林及び原野に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地であるが、面積が3, 000㎡を越える案件となることから、県の常設審議会で見解を聴取する旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の畑1筆 525㎡、使用貸借権設定により父から借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号3番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、一迫地区の田1筆 3, 947㎡、使用貸借権設定により借り受け、自ら経営する介護施設の業務用地として転用し、介護施設利用者の健康増進を図るためのグランドゴルフ場を整備するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が2分の1を越えない不許可の例外規定で取り扱うものであるが、面積が3, 000㎡を越える案件となることから、県の常設審議会で見解を聴取する旨の1案件、

番号4番は、7月31日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、瀬峰地区の田1筆 466㎡、使用貸借権設定により父から借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置される不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

農地法第5条許可申請について、書類審査及び現地確認調査を行ってまいりましたので、報告します。

番号1番は、周りの山林と一体的に利用し、太陽光発電施設を整備するというので、現地を確認しますと、少し荒れた畑となっておりますが、この申請地を調整池として利用し、周囲からも同意を得ているということでもありますので、特に問題はないものと見てまいりました。

番号2番は、親子関係の使用貸借で一般住宅を建築するということではありますが、申請地は1種農地に該当するものの集落に接続しており、現地もきれいに管理され、境界もはっきりしておりましたので、周りに与える影響は無いものと見てまいりました。

番号3番は、4月に農振地域からの除外で意見聴取され、7月31日に除外となった案件で、グランドゴルフ場として利用するということではありますが、現地を確認しますと、現在は稲が作付けされている状況でありましたが、この秋の刈り取り後に事業に着手するということでありました。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存敷地の2分の1の例外規定に該当する案件であり、致し方ないものと見てまいりました。

番号4番も、4月に農振地域からの除外で意見聴取され、7月31日に除外となった案件で、2番と同様に、親子関係の使用貸借で一般住宅を建築するということではありますが申請地は1種農地に該当するものの集落に接続しており、現地もきれいに管理され、境界もはっきりしておりましたので、周りに与える影響は無いものと見てまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番及び6番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、金成地区の田1筆 606㎡、賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、隣接する山林からの土砂運搬用通路として造成するものであり農地区分は、農業振興地域整備計画の農用地区域に該当するが、一時転用の不許可の例外

規定で取り扱う旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田1筆 504㎡、使用貸借権設定により父から借り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅を建築し、駐車場及び庭を造成するものであり、農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の公益的施設がある第3種農地である旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 和恵 推進委員から報告願います。

千葉 和恵 推進委員

報告いたします。去る8月23日に現地確認調査を行ってまいりました。

番号5条の件については、現地確認しますと、土砂運搬通路としての一時転用の案件であり、特に問題はないものと判断してきました。

番号6番の件については、親子間の使用貸借による住宅建築で、詳細については、事務局から説明があったとおりであり、これも特に問題はないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

はい、1番 三浦 委員。

1番 三浦 正勝 委員

5番の案件について、土砂運搬通路として利用するということですが、どの場所の土砂を運搬するのか説明をお願いします。

議長

はい、事務局説明。

事務局

土砂を取る場所については、今回一時転用で申請のあった農地の北東部に位置する山林からの土砂採取となります。

議長

はい、三浦委員。

1 番 三浦 正勝 委員

図面でいうと、どの変になるのかももう少し詳しくお願いします。

議長

はい、事務局説明。

事務局

参考資料の 9 ページに全体計画図を載せております。

申請人の自宅の裏山からの土砂採取となりますが、土地利用計画平面図のとおり、保全区域、土砂採取区域に分けて記載しておりますので、確認をお願いします。

議長

よろしいですか。はい、三浦委員。

1 番 三浦 正勝 委員

図面で見ると、3年間で終わりそうもない土砂運搬に見受けられるが、3年間の一時転用ということで理解しました。

議長

他にありませんか。はい、19番 佐藤 勝 委員。

19 番 佐藤 勝 委員

5番の案件の申請人は、確か法人経営と理解しているが、この申請地は、法人経営の中に入っている農地ではないのか、確認します。

議長

はい、事務局説明。

事務局

この農地については、申請人個人と法人で賃貸借権設定を結んでおりましたが、今回の総会における、日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての番号9番で、合意契約がなされた農地であります。

議長

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番及び8番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番は、栗駒地区の田3筆 2, 151㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、宅地等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号8番は、鶯沢地区の田1筆 1, 306㎡、所有権移転贈与により譲り受け、業務用地として転用し、既存の太陽光発電設備の隣地に増設して売電収入を得るものであり、農地区分は、山林原野等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、
以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

芳賀 博秋 推進委員

去る8月22日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりましたので、その結果について報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号7番は、高さ2.6mの太陽光発電設備を設置するものでありますが、現地を確認しますと、遊休化が見受けられる市道に面した細長い農地であり、東側は旧くりでんの線路跡地、西側は住宅地となっておりました。景観が損なう面が若干見受けられるものの、日照不足や環境破壊等、周囲に与える影響はないものを見てまいりましたので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

番号8番も同様に太陽光発電設備の設置であります。現地を確認しますと、市道に接し既に農振除外を受けている農地でありました。申請地北側には、3年前に太陽光発電設備が設置され稼働している状況であり、今回は、農振除外を受けた農地に増設することであり、番号7番同様に、景観が損なう面が若干見受けられるものの、日照不足や環境破壊等、周囲に与える影響はないものを見てまいりましたので、許可にあたっては、特

に問題はないものと判断してまいりました。

以上2件について、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時50分まで休憩とします。

（休憩 午後 2時35分から 2時50分まで）

議長（会長）

休憩をとき、会議を再開します。（午後 2時50分）

日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号8番の1案件を審議します。

議席番号17番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時50分) (17番 岩渕 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時50分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号8番は、栗駒地区の田21筆 25, 647㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号8番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号8番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩渕 弘 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時52分)

議長

会議を再開します。(午後 2時52分)

次に、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 3, 764㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田5筆 7, 417㎡、

番号3番は、一迫地区の田7筆 5, 352㎡、

番号4番は、一迫地区の田3筆 4, 034㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から7番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田7筆 2, 896㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田8筆 6, 093㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田1筆 214㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から7番までの7案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑2筆 985㎡、願出地は、昭和35年頃に父親が杉を植樹し、その後一部伐採したが切り株が残り、農地としての復旧は出来ない常態で、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

22番 米山 嘉彦 委員

去る8月22日に現地確認調査を行ってまいりました。

番号1番の現地を確認しますと、写真でもわかるように、登記地目は、畑となっているものの、杉などが植林されている状態であり、農地への復元は難しいものと確認してまいりました。

以上、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から7番までの6案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の田3筆 3, 825㎡、願出地は、耕作道が崩れ、平成10年頃の先代から農地に行けない状況となり、耕作できずにいたところ山林化してしまい、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、金成地区の畑3筆 2, 585㎡、

番号4番は、金成地区の畑2筆 998㎡、

番号5番は、金成地区の畑1筆 382㎡、

番号6番は、金成地区の畑1筆 61㎡、いずれもの願出地は、隣接する山林に囲まれた不整形地で、耕作不便であったことから、昭和40年頃から耕作せずにいたところ、周囲と同じく山林化され、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の4案件、

番号7番は、志波姫地区の畑1筆 272㎡、願出地は、昭和56年4月頃に立てられた母屋の一部と増築した離れが、申請地に侵入して建てられ、現在に至っていることが判明したことから、今後も宅地として利用するため、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、6案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

18番 佐々木 弘 委員

非農地証明願の第2区分について、報告します。

番号2番につきましては、事務局から説明があったとおり、ため池の脇にあると耕作するための乗り入れ口が崩れて、乗り入れ口の確保が難しく、また、もう既に半分が山林化

しており、今後、農地としての利用は難しいものと見てまいりました。

番号3番から6番までについては、現地まで行こうと試みましたが、現地までいける道路もなく、実際、現地まで到着できませんでした。しかし、参考資料の写真でもわかるように、実際、測量士が測量しながら現地を確認し、場所を特定した案件となっており、現地も周りの山林と一体化されており、農地への復元は難しいものと見てまいりました。

番号7番囲つきましては、先代の父が母屋の一部と離れを増築した際に、許可を受けずに畑に建てられおり、今回の新築計画に伴ってその事実が判明したものであり、許可にあたっては、致し方ないものと見てまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から7番までの7案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長

日程第11、議案第6号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑1筆 536㎡、願出地は、令和元年7月31日付けで栗原市空き家情報登録制度に登録された物件に付随する農地であり、当農業委員会が定めた空き家に付属した別段面積の指定について、申請があった旨の1案件を説明

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

22番 米山 嘉彦 委員

去る8月22日に現地確認調査を行ってまいりました。

この申請地については、事務局から説明があったとおり、非農地証明願いの番号1番に隣接する農地ではありますが、空き家バンクに登録された住宅に隣接している畑であり、作物は何も作付けされていないものの草刈等の管理がしっかり施されておりました。

以上のことから、空き家に付属する農地指定については、特に問題はないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案のとおり指定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案のとおり指定することに決しました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第8回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時13分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員